

マル福（医療福祉費支給制度）

小学4～6年生も対象に

平成23年7月から市単独で補助

条例の改正

■医療福祉費支給に関する条例

これまで行方市では、マル福（医療福祉費支給制度）のうち小児マル福の補助対象者を、県と同じ、小学3年生までとしていました。

しかし、まちづくりの柱の一つである「少子化対策」として、子育て世代のサポートをするため、平成23年7月1日から、市単独補助で、対象者を小学6年生まで拡大することに決定しました。

なお、対象は拡大しましたが、マル福自己負担金や所得制限はこれまでどおりとなります。

また、平成23年4月1日から、妊産婦のマル福受給者証の発行手続きが簡素化されました。

マル福とは・・・



小児（小学3年生まで）・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障がい者などの医療福祉費受給対象者の方が、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

外来自己負担金（1日600円、月2回限度）等や所得制限等の条件があります。

工事請負契約の変更

■麻生小学校耐震補強・大規模改造工事

平成22年第3回定例会 9月24日の本会議で議決した契約金額に変更がありました。

変更前：4億5,045万円
変更後：5億274万円

このほかの契約方法、相手方、工期には変更はありません。

青色申告・期限内納税都市宣言

行方市は「青色申告・期限内納税都市」を次のとおり宣言します。

健康で明るい地域社会を創造することは、市民の願いである。

この基盤をなすものは、健全な財政の確立であり、とりわけ正しい申告と期限内納税の履行による税収の確保が根幹である。

安定した税収の確保を図り、地域経済の発展と市民生活の向上を目指す上で、青色申告納税制度の普及と期限内納税の徹底を図る必要があると確信し、「青色申告・期限内納税都市」を宣言する。

平成23年3月1日



平成22年度予算を補正しました

一般会計[8回目] 3億2,407万4,000円増額

【主な補正内容】 普通交付税、地域活性化・きめ細かな交付金、財政調整基金繰入金等の追加、麻生地区統合中学校施設整備事業等の減額

国民健康保険[4回目] 9,677万2,000円増額

【主な補正内容】 一般被保険者療養給付費負担金の追加等

老人保健[2回目] 1,067万7,000円増額

【主な補正内容】 前年度繰越金、予備費等の追加

介護保険[4回目] 3,662万7,000円増額

【主な補正内容】 介護給付費準備基金積立金の追加等

後期高齢者医療[1回目] 3,878万4,000円減額

【主な補正内容】 後期高齢者医療広域連合納付金の減額等

農業集落排水事業[4回目] 繰越明許費の設定

【主な補正内容】 繰越明許費：北部地区整備事業1億2,600万円

特定環境保全公共下水道事業[4回目]
310万5,000円増額

【主な補正内容】 下水道事業債償還基金積立金の追加等

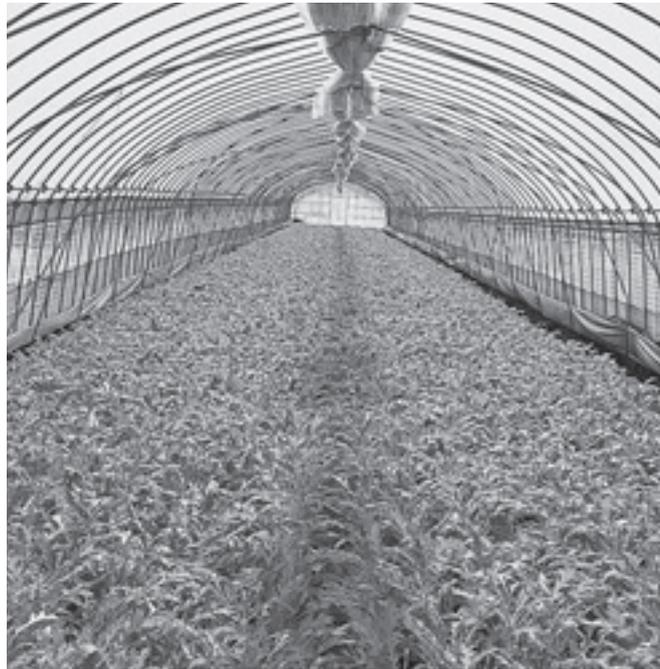
流域関連公共下水道事業[3回目]
488万5,000円減額

【主な補正内容】 霞ヶ浦水郷流域下水道建設負担金の減額等

そのほか上程された議案	内 容
選挙 ■茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	*小峯仁一議員が指名推選により当選
条例の制定・一部改正・廃止 ■住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定 ■小牧板峰公園条例の制定 ■行政改革推進委員会設置条例の一部改正 ■特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ■国民健康保険税条例の一部改正 ■国民健康保険条例の一部改正 ■霞ヶ浦ふれあいランド条例の一部改正 ■都市計画審議会条例の一部改正 ■道の駅「たまつくり」物産販売所条例の廃止	*国からの「地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）」を基金として積み立てることにしました。 *新たに「小牧板峰公園」を設置しました。 *平成23年度の組織改編に伴い、条文中の「政策推進課」を「秘書課」に改めました。 *非常勤特別職として、新たに、「障害児介助員」、「障害福祉相談員」、「介護予防普及補助員」、「定住相談員」を設置しました。 *医療費の増加によって国保事業の運営が厳しいため、平成23年度からの国保税の税率、税額、納期を変更しました。 *平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額（39万円）を、平成23年4月から恒久化することに決定しました。 *これまでの共通券に加え、水の科学館、玉のミュージアム・玉造虹の塔それぞれの入館料（大人：300円、小人150円）を設定しました。 *平成23年度の組織改編に伴い、条文中の「都市計画課」を「都市建設課」に改めました。 *道の駅「たまつくり」物産販売所を廃止しました。
その他 ■鹿行広域事務組合規約の変更 ■行方市土地開発公社定款の変更 ■市道路線の廃止、認定、変更	*文言や条文の整理を行いました。 *国の法律の改正に伴い、文言の整理を行いました。 *43路線を廃止、64路線を認定、37路線を変更しました。

福島第一原発事故による農畜産物の出荷規制

適切な補償と風評被害対策を!!



規制対象ではない野菜への影響が懸念されます

■福島第一原発事故による農畜産物の出荷停止への確な対応を求める意見書（要約）

東北地方太平洋沖地震で被災した東京電力福島第一原発から放射性物質が放出される事故を受け、政府は農畜産物から食品衛生法の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたとして、

福島、茨城、栃木、群馬の4県に対し、一部の農畜産物について出荷停止を指示した。

出荷規制は、地域経済全体に大きな影響を与え、本市をはじめ農業を基幹産業とする市町村にとっては、新たな被害というべき事態である。この事故によって、失われてしまった農畜産物の安心・安全に対する信頼回復は容易なことではない。

よって、農家等が受けた損害に対し、適切な補償を行うとともに、放射性物質検出検査を安全が確認されるまで継続して行い、検査結果及び関連する情報、健康への影響等について詳細にわたり国民に周知し、風評被害対策に努めることを強く求める。

〔衆参議長、内閣総理・財務・農林水産大臣に提出〕

議員提案

委員会条例を改正
4常任委員会から

3常任委員会へ

【改正前】

委員会名	定数（人）	所管
総務	6	総務部、会計課
教育厚生	6	保健福祉部、教育委員会
経済	6	経済部、農業委員会
建設	6	建設部、水道課



【改正後】

委員会名	定数（人）	所管
総務	6	市長公室 、総務部、会計課
教育厚生	7	保健福祉部、教育委員会
経済建設	7	経済部、建設部、農業委員会、水道課

次の一般選挙から、議員定数が20人となります。そのため、現行の4常任委員会であると、一つの委員会の委員数は5人平均となり、本会議から信頼されるだけの十分な審査ができるとはいえません。そのような事態が生じないように、常任委員会の数を4から3にして、議員定数を削減しても委員会の質や機能を維持します。

※太字が改正部分